鹿児島県公報

平成26年10月24日(金)第3054号



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告示

- ○有害な映画等の指定
- ○有害な図書等の指定
- ○狩猟鳥獣の捕獲等の禁止
- ○休猟区の指定(※)
- ○特定猟具使用禁止区域の指定(※)
- ○漁船保険付保義務発生(2件)
- ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定(2件)
- ○公共測量の実施

(青少年男女共同参画課取扱い) 1

(青少年男女共同参画課取扱い) 1

(自然保護課取扱い) 2

(自然保護課取扱い) 2

(自然保護課取扱い) 3

(水産振興課取扱い) 4

(水産振興課取扱い) 4

(監理課取扱い) 5

公告

○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

(商工政策課取扱い) 5

○開発行為に関する工事の完了公告(2件)

(建築課取扱い) 5

告示

鹿児島県告示第1015号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第8条第2項の規定により、 有害な映画等として次のとおり指定した。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定	指定年月	指定	題 名	製作又は配給	指 定	指定理由
番号	日	種 別	超 名	社	箇 所	11 足 珪 田
8388	平成26年	映 画	若妻 むっちりした肉体	新東宝映画	全 部	著しく青
8389	10月15日		スチュワーデスの姉妹 完熟肢体	新日本映像		少年の性的
8390			露出願望 見られたい人妻	オーピー映画		感情を刺激
8391			真昼の切り裂き魔	新東宝映画		し,その健
8392			和服貞淑妻 襦袢を濡らす	新日本映像		全な育成を
8393			純愛不倫 恍惚のくちづけ	オーピー映画		阻害するお
8394			凌辱 白衣を剥ぐ	新東宝映画		それがある。
8395			変態本番 炎の女体鑑定人	新東宝映画		
8396			女子トイレ エッチな密室	オーピー映画		

鹿児島県告示第1016号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、 有害な図書等として次のとおり指定した。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定	指定年月	指定	書名		発 行 所	指定	指定理由
番 号	日	種 別	育 石		光 11 別	箇 所	111 足 垤 田
24987	平成26年	雑 誌	恋愛白書パステル		宙出版	全 部	著しく青
	10月15日		11月号	19625-11			少年の性的
24988			恋愛天国パラダイス		竹書房		感情を刺激
			11月号	09675-11			し,その健
24989			恋愛チェリーピンク		秋田書店		全な育成を
			11月号	17744-11			阻害するお
24990			BOY'Sピアス		マガジン・		それがある。
			11月号	18161-11	マガジン		
24991			完熟ものがたり		茜新社		
			vol. 19	03948-10			
24992			COMIC 快楽天		ワニマガジ		
			11月号	13877-11	ン社		
24993			コミック ホットミルク		コアマガジ		
			11月号	13941-11	ン		
24994			COMIC ポプリクラブ		マックス		
			11月号	13759-11			

鹿児島県告示第1017号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 捕獲等を禁止する狩猟鳥獣の種類 ヤマシギ
- 2 捕獲等を禁止する区域 奄美市及び大島郡一円
- 3 捕獲等を禁止する期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

鹿児島県告示第1018号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定する。

平成26年10月24日

|--|

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
名 称	区	域	存続期間
下甑東部休猟	薩摩川内市下甑町手打地内に	おける手打湾の海岸線と長川	平成26年
区	左岸との交点を起点とし, 同点	から同川左岸を同川左岸と県	11月1日
	道手打藺牟田港線との交点方向	へ進み同点に至り、同点から	から平成
	同県道を同県道と薩摩川内市道	手打片野浦線との交点方向へ	29年10月
	進み同点に至り、同点から同市	道を同市道と県道長浜手打港	31日まで
	線との交点方向へ進み同点に至	り、同点から同県道を同県道	
	と薩摩川内市道片野浦青瀬線との)交点方向へ進み同点に至り,	
	同点から同市道を同市道と薩摩	川内市道西部1号線との交点	
	方向へ進み同点に至り, 同点か	ら同市道を同市道と県道長浜	
	手打港線との交点方向へ進み同	点に至り、同点から同県道を	
	同県道と航空自衛隊下甑島分屯	基地専用道路との交点方向へ	
	進み同点に至り、同点から同道	路を同道路と薩摩川内市道長	

浜内川内線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道 を同市道と薩摩川内市下甑町民有林42林班,43林班,44林班と 同民有林54林班,53林班,52林班,50林班の林班界との交点方 向へ進み同点に至り, 同点から同林班界を同林班界と薩摩川 内市下甑町と同市鹿島町の境界線との交点方向へ進み同点に 至り, 同点から同境界線を同境界線とにごりが浦の海岸線と の交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を尾山の鼻、 長浜崎、瀬尾崎、津口鼻を経て起点方向に進み起点に至る線 によって囲まれた区域

鹿児島県告示第1019号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定によ り、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成26年10月24日

鹿児島県知事	伊藤祐一郎
	林正に伝え

本				鹿児局	ハントチ	伊藤柏一郎
定猟具使用 禁止区域	名	称	区域		存続期間	
禁止区域 を同国道と旧加世田市と旧大浦町との境界線と の交点方向へ進み同点に至り,同点から同境界線を高境界線と海岸線と変短点方向へ進み同点に至り,同点から同川左岸を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域 南さつま市益山地内における南さつま市道本 町山村線と県道鹿児島加世田市と 旧金峰町との境界線との交点方向へ進み同点に でも いって はいって 関連を では いって はいって できない の はいって できない の はいって できない の はいって できない の な の はいって できない の できない の な の な の な の な の な の な の な の な の な の	小湊	干拓特	南さつま市小湊地内における遠田川ス	左岸と国	平成26年	銃器
の交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を超点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を超点方向へ進み同点に至る線によって囲まれた区域 益山特定猟具使用禁止区域 直に変別の変点方向へ進み同点に至り、同点から同場道を同場道を旧加世田市と旧金峰町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同場道を同域界線を国道270号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道を同国道を同居が多いの交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道を同方向へ進み同点に至り、同点から同市道を超点がら同市道を超点に至り、同点から同市道を超点に至り、同点から同市道を超点に至る線によって囲まれた区域 さえずりの森周辺部特定組入を対象によって囲まれた区域 さえずりの森別のでは、一つのでは、方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域 さえずりの森別のでは、一つのでは、方向へ進み起点に至り、同点から同境界線との交点方向へ進み起点に至り、同点から同境界線を同体24体班の工準体班との境界線との大連体班の三方界方向へ進み同点に至り、同点から同境界線と同体班の力準体班とも準体班との境界線と同体理との境界線と同体理との境界線と同域界線と同域界線と同域界線と同域界線と同域界線と同域界線と同域界線と同域	定猟』	具使用	道226号との交点を起点とし、同点から	う同国道	11月1日	
線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から海岸線を海岸線と遠田川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域 -	禁止	区域	を同国道と旧加世田市と旧大浦町との場	境界線と	から平成	
に至り、同点から海岸線を海岸線と遠田川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域 南さつま市益山地内における南さつま市道本 町山村線と県道鹿児島加世田線との交点を起点 とし、同点から同県道を同野道と旧加世田市と旧金峰町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同地の連みに一直を高がら同地の地のでは、一直を高いたの地のでは、一直を高いたの地のでは、一直を高いたの地のでは、一直を高いたのでは、一直を高いたのでは、一直を高いたのでは、一直を高いたのでは、一位では、一位では、一位では、一位では、一位では、一位では、一位では、一位			の交点方向へ進み同点に至り、同点かり	ら同境界	36年10月	
との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川 左岸を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域 南さつま市益山地内における南さつま市道本 貝使用禁止 町山村線と県道鹿児島加世田線との交点を起点 田金峰町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線と国道270 号との交点方向の進み同局がら同境界線と国道270 号との交点方向の造み同同境がら同境の交点がら同 国道を同国道と中間で置から同間を同じでである。 方向へ進み同点に至り、同点から同情道を同市道を同市道を南さつま市道本町山村線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道を配って進み起点に至る線によって囲まれた区域 さえずりの 森周辺部特 定瀬具使用 点とし、同点から同市道を地点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域 さえずりの 森周辺部特 道高井田線との交点を起 定瀬具使用 点とし、同点から同市道を同市道と始良市根 産瀬具使用 点とし、同点から同市道を同市道と始段界線との を同本班の工準林班と対策、を同境界線を同域界線を同林班の工準林班とや準本班との境界線を同境界線と同林班の力準林班とや戦界を同境界線と同様変の境界線と同様変を同境界線と同様変の境界線と同様変を同境界線と同様変を同境界線と同様変の方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同様変を同境界線と同様変と同様変と同様変と同様変と同様変と同様変と同様変と同様変と同様変と同様変			線を同境界線と海岸線との交点方向へ	進み同点	31日まで	
左岸を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域 益山特定猟具使用禁止区域 南さつま市益山地内における南さつま市道本町山村線と県道鹿児島加世田線との交点を起点とし、同点から同県道を同児道と旧加世田市と旧金峰町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と同大ので高期道を同時である。 36年10月31日まで 36年10月3日まで 36年10月3日まで 36年10月3日また区域 56年10月3日また区域 56年10月3日は 56年10月3日また区域 56年10月3日は 56年10月3日また区域 56年10月3日は 56年10月3日また区域 56年10月3日は 56年10日は 56年10日は 56年10日は 56年10日は 56年10日は			に至り, 同点から海岸線を海岸線と遠	田川左岸		
 基山特定猟 南さつま市益山地内における南さつま市道本 町山村線と県道鹿児島加世田線との交点を起点 とし、同点から同県道を同県道と旧加世田市と 旧金峰町との境界線との交点方向へ進み同点に 至り、同点から同境界線と国道270 号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と南さつま市道村原陣上線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道と向で高さつま市道本町山村線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域 始良市加治木町高井田地内における姶良市林道高井田線と姶良市区東方原本 がら平成 道高井田線と姶良市区市道と姶良市民有 株24本班の工準林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同林班の工準林班との境界線を同株班の工準林班との境界線を同境界線と同大車、場との大車の大車を同様界線と同大車の大車を同境界線と同大車の大車を同境界線と同様班の力準林班とキ連林班との境界線との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線と同境界線と同様班の力準林班と市間点がら同境界線と同境界線と同様現との交点方向へ進み同点に至り、同点の時点 環界線との方面、電子に至り、同点から同境界線と同境界線と同様班と同民有株2 林班との境界線との方面、電子に至り、同点 			との交点方向へ進み同点に至り,同点だ	から同川		
益山特定猟 具使用禁止 区域			左岸を起点方向へ進み起点に至る線に。	よって囲		
具使用禁止 町山村線と県道鹿児島加世田線との交点を起点 とし、同点から同県道を同県道と旧加世田市と 旧金峰町との境界線との交点方向へ進み同点に 至り、同点から同境界線を同境界線と国道270 号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と南さつま市道村原陣上線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域			まれた区域			
区域 とし、同点から同県道を同県道と旧加世田市と 旧金峰町との境界線との交点方向へ進み同点に 至り、同点から同境界線を同境界線と国道270 号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と南さつま市道村原陣上線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道本町山村線との交点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	益山物	持定猟	南さつま市益山地内における南さつ	ま市道本	平成26年	銃器
旧金峰町との境界線との交点方向へ進み同点に 至り,同点から同境界線を同境界線と国道270 号との交点方向へ進み同点に至り,同点から同 国道を同国道と南さつま市道村原陣上線との交 点方向へ進み同点に至り,同点から同市道を同 市道と南さつま市道本町山村線との交点方向へ 進み同点に至り,同点から同市道を起点方向へ 進み起点に至る線によって囲まれた区域 さえずりの 森周辺部特 定猟具使用 禁止区域	具使用	用禁止	町山村線と県道鹿児島加世田線との交易	点を起点	11月1日	
至り、同点から同境界線を同境界線と国道270 号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同 国道を同国道と南さつま市道村原陣上線との交 点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同 市道と南さつま市道本町山村線との交点方向へ 進み起点に至り、同点から同市道を起点方向へ 進み起点に至る線によって囲まれた区域 さえずりの 森周辺部特 道高井田線と姶良市道竜門司坂線との交点を起 がら同点から同市道を同市道と姶良市民有 点とし、同点から同市道を同市道と姶良市民有 株24林班の工準林班とオ準林班との境界線との 交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線 を同林班の工準林班、オ準林班及びキ準林班の 三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界か ら同林班のオ準林班とキ準林班との境界線 を同林班のカ準林班とキ準林班との境界 線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同 境界線を同境界線と同林班と青れ2林班と の境界線と同村本2林班と の境界線と同村本2村班と の境界線と同村本2村班と の境界線と同村本2村班と の境界線と同村本2村班と の境界線と同村本2村班と の境界線と同村本2村班と の境界線と同村本2村班と の境界線と同村本2村班と の境界線と同村本2村班と の境界線と同村本2村田と の境界線と同村本2村田と の境界線と同村本2村田と の境界線と同村本2村田と の境界線と同村本2村田と の境界線と同村本2村田と の境界線と同村本2村田と の境界線と同村田と の境界線と同村田と の境界線と同村田と の境界線と同村田と を同 境界線を同境界線と同村田と の境界線との で見入 で見入 で見入 で見入 で見入 で見入 で見入 で見入	区域		とし,同点から同県道を同県道と旧加す	世田市と	から平成	
号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を南国道と南さつま市道村原陣上線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道本町山村線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域 さえずりの			旧金峰町との境界線との交点方向へ進る	み同点に	36年10月	
国道を同国道と南さつま市道村原陣上線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南さつま市道本町山村線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域 さえずりの森周辺部特道高井田地内における姶良市林道高井田線と姶良市道竜門司坂線との交点を起流と、同点から同市道を同市道と姶良市民有益と公司を開発の大き、一部の大き、一、一部の大き、一部の大き、一部の大き、一部の大き、一部の大き、一部の大き、一部の大き、一部の大き、一部の大き、一部の大き、一部の大き、一部の大き、一部の大き、一部の大き、一部の大き、一部の大き、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一			至り、同点から同境界線を同境界線と	国道270	31日まで	
点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同 市道と南さつま市道本町山村線との交点方向へ 進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ 進み起点に至る線によって囲まれた区域			号との交点方向へ進み同点に至り、同り	点から同		
市道と南さつま市道本町山村線との交点方向へ 進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ 進み起点に至る線によって囲まれた区域 さえずりの 姶良市加治木町高井田地内における姶良市林 道高井田線と姶良市道竜門司坂線との交点を起 定猟具使用 点とし、同点から同市道と姶良市民有 禁止区域 林24林班の工準林班と力準林班との境界線との 交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線 を同林班の工準林班、才準林班及びキ準林班の 三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同林班の才準林班とキ準林班との境界線を同境界線と同林班の力準林班とキ連林班との境界 線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同 境界線を同境界線と同林班と同民有林2林班と の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点			国道を同国道と南さつま市道村原陣上紀	線との交		
進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ 進み起点に至る線によって囲まれた区域 さえずりの 森周辺部特 道高井田線と姶良市道竜門司坂線との交点を起 道高井田線と姶良市道を同市道と姶良市民有 点とし、同点から同市道を同市道と姶良市民有 禁止区域 林24林班の工準林班と才準林班との境界線との 交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線 を同林班の工準林班、才準林班及びキ準林班の 三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界か ら同林班の才準林班とキ準林班との境界線を同 境界線と同林班のカ準林班とキ準林班との境界 線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同 境界線を同境界線と同林班と自民有林2林班と の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点			•			
進み起点に至る線によって囲まれた区域 さえずりの 始良市加治木町高井田地内における姶良市林 平成26年 銃器 森周辺部特 道高井田線と姶良市道竜門司坂線との交点を起 11月1日 から平成 点とし、同点から同市道を同市道と姶良市民有 から平成 36年10月 交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線 を同林班の工準林班、才準林班及びキ準林班の 三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同林班の才準林班とキ準林班との境界線を同境界線と同林班のカ準林班とキ準林班との境界 線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同林班と同民有林2林班と の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点			市道と南さつま市道本町山村線との交流	点方向へ		
さえずりの 森周辺部特 道高井田線と姶良市道竜門司坂線との交点を起 点とし、同点から同市道を同市道と姶良市民有 林24林班の工準林班との境界線との 交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線 を同林班の工準林班、オ準林班及びキ準林班の 三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同林班のオ準林班とキ準林班との境界線を同境界線と同林班のカ準林班とキ準林班との境界線を同境界線と同林班のカ準林班とキ準林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同林班と同民有林2林班と の境界線と同林班と同民有林2林班との境界線との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点			進み同点に至り、同点から同市道を起ん	点方向へ		
森周辺部特 定猟具使用 禁止区域				-		
定猟具使用 禁止区域 林24林班の工準林班とオ準林班との境界線との 交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線 を同林班の工準林班、オ準林班及びキ準林班の 三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同林班のオ準林班とキ準林班との境界線を同境界線と同林班のカ準林班とキ準林班との境界線を同境界線と同林班のカ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同林班と同民有林2林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点			姶良市加治木町高井田地内におけるが	姶良市林	平成26年	銃器
禁止区域 林24林班の工準林班と才準林班との境界線との 交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線 を同林班の工準林班、才準林班及びキ準林班の 三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同林班の才準林班とキ準林班との境界線を同 境界線と同林班のカ準林班とキ準林班との境界 線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同 境界線を同境界線と同林班と同民有林2林班と の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点	森周i	刀部特			11月1日	
交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線 を同林班の工準林班、才準林班及びキ準林班の 三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界か ら同林班の才準林班とキ準林班との境界線を同 境界線と同林班のカ準林班とキ準林班との境界 線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同 境界線を同境界線と同林班と同民有林 2 林班と の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点	,					
を同林班の工準林班、才準林班及びキ準林班の 三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同林班の才準林班とキ準林班との境界線を同境界線と同林班の力準林班とキ準林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同林班と同民有林2林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点	禁止	区域			-	
三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同林班の才準林班とキ準林班との境界線を同境界線と同林班のカ準林班とキ準林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同林班と同民有林2林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点			•		31日まで	
ら同林班の才準林班とキ準林班との境界線を同 境界線と同林班の力準林班とキ準林班との境界 線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同 境界線を同境界線と同林班と同民有林2林班と の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点						
境界線と同林班のカ準林班とキ準林班との境界 線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同 境界線を同境界線と同林班と同民有林2林班と の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点						
線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同 境界線を同境界線と同林班と同民有林2林班と の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点						
境界線を同境界線と同林班と同民有林 2 林班と の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点						
の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点						
				,		
から同境界線を同林班,同民有林23林班,24林				-		
			から同境界線を同林班, 同民有林23林3	姓,24林		

	班及び25林班の四方界方向へ進み目四方界から同大東有林24本班と23林班に同界がら同民有林2本班班の三方界が正方界線を同民有林23林班及び一連林班及び一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では		
鹿屋中央特	鹿屋市西大手町地内における国道504号と国	平成26年	銃器
定猟具使用	道269号との交点を起点とし、同点から国道269		
禁止区域	号を同国道と鹿屋市道西原郷之原線との交点方	から平成	
	向に進み同点に至り、同点から同市道を同市道	, , , , , ,	
	と県道鹿屋環状線との交点方向に進み同点に至	31日まで	
	り、同点から同県道を同県道と国道220号との		
	交点方向に進み同点に至り、同点から同国道を		
	同国道と鹿屋市道樋渡外園線との交点方向に進 み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道		
	504号との交点方向に進み同点に至り、同点か		
	ら同国道を起点方向へ進み起点に至る線によっ		
	て囲まれた区域		

鹿児島県告示第1020号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した 結果,出水加入区について,同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1021号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果,瀬戸内加入区について,同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。 平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1022号

阿久根市西目5647番地3 猿樂敦及び阿久根市西目6956番地 猿樂憲治からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は,同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市西目区域 (阿久根市大字西目の地区)
- 2 区分 主として磯建網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1023号

いちき串木野市西島平町31番地 石野一夫及びいちき串木野市緑町31番地2 勝田賢二からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 いちき串木野市島平区域 (串木野市島平漁業協同組合の地区)
- 2 区分 主としてはえ縄漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1024号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知 があった。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量(平成26年度桜島土砂変動量調査解析業務)
- 2 作業の期間 平成26年10月6日から平成27年2月27日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市桜島

公告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年10月24日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。 平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ドラッグコスモス御陵下店・ほっともっと川内高校前店 薩摩川内市御陵下町字住連木201番3 外5筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出 平成26年5月27日
- 3 意見の概要

変更事項にあたっては、関係法令等の遵守はもちろん、来店客や店舗敷地周辺地域の交通 安全や騒音等の対策に万全を期し、周辺住民の良好な生活環境の維持に努めること。

また、周辺住民から苦情等が出された場合は、誠意をもって対処し解決すること。

•••••

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(1 工区)

鹿屋市新川町909番, 910番, 911番, 912番, 913番, 914番, 915番, 916番, 917番, 918番の一部, 919番の一部, 920番1, 920番2, 921番, 922番, 923番, 924番, 925番1, 925番2, 1071番2, 1072番2, 1072番3, 1073番の一部, 1074番2, 6079番1の一部, 6079番2の一部, 6081番1の一部, 6084番, 6084番1, 6085番3の一部, 6086番2, 6088番3の一部, 6088番4の一部, 6132番2, 6136番2, 6140番, 6140番1, 6142番1, 6142番2及び6085番3地先水路の一部

2 公共施設の種類,位置及び区域

水路 鹿屋市新川町6132番2の一部及び6085番3地先水路の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿屋市新川町6081番地1

社会医療法人鹿児島愛心会

理事長 鈴木隆夫

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(1 工区)

薩摩川内市川永野町字小奈多平6922番31の一部,6922番32,6922番33,6922番34の一部,6922番35の一部,6922番36の一部,6922番37,6922番38,6922番39,6922番40,6922番41の一部,6922番42の一部,6922番43の一部,6922番45の一部,6922番45の一部,6924番11の一部,6925番9の一部及び6925番10の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

薩摩川内市神田町1番22号

公益財団法人鹿児島県環境整備公社

理事長 布袋嘉之